

各専門部会の役割について

下記の表は、推進本部のもとに設置している四つの専門部会の役割を掲げたものです。取り扱う内容によっては、複数の専門部会にまたがる場合もありますが、当該専門部会が主体となって取り扱う内容です。

専門部会名等	主体となって取り扱う内容	
財政専門部会 （危機を克服できる安定した財政基盤と行政経営の確立などを推進する部会）	歳入関係	税や使用料、手数料等の収納率向上などに関する事
		税や手数料、使用料等の公平・公正な受益者負担などに関する事
		短期的及び長期的財源、新たな財源の確保などに関する事
	歳出関係	各種補助金、助成金などの見直しに関する事
		給与、報酬、手当などの見直しに関する事
		公共事業のコストなどの見直しに関する事
		事務処理のコストなどの見直しに関する事
行政運営専門部会 （透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治などを推進する部会）	行政運営関係	事務や事業の手法などの見直しに関する事
		行政評価の手法の導入などに関する事
		行政サービスの質の向上などに関する事
	協働関係	住民への情報公開、行政と住民との情報の共有などに関する事
		行政への住民参画などに関する事
		行政と住民の協働、コミュニティなどに関する事
組織機構専門部会 （地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成などを推進する部会）	職員関係	専門的技能の習得や政策形勢能力の育成などに関する事
		民間企業や先進自治体の手法を学ぶための人事交流などに関する事
	組織機構関係	社会情勢の変化に対応した柔軟な組織編成などに関する事
		退職者数や新規採用者数を考慮した職員の適正配置などに関する事
		附属機関の見直しなどに関する事
施設専門部会 （民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営などを推進する部会）	施設管理関係	老朽化施設等の改修などに関する事
		施設の利用予約や利用方法の見直しなどに関する事
	施設運営関係	指定管理者制度等の活用などによる施設運営の見直しに関する事
		施設の統合や廃止、用途の見直しなどに関する事